

念書 兼 同意書 (第三者行為)

事故発生年月日	平成・令和 年 月 日		
事故発生場所			
加害者氏名			
被害者氏名		被保険者との続柄	

上記の事故により被った傷病について、健康保険による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を、健康保険法第 57 条の規定によって、健康保険組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領すること
また、その受領に際し「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書等を含む）の写しを求償先へ提出することに、異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて、次の事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者側と示談を行なう場合は、必ず前もってコニカミノルタ健康保険組合にその内容を連絡します。
2. 加害者に白紙委任状を渡しません。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく、健康保険組合に届け出ます。
4. 自動車損害賠償責任保険に被害者請求をする場合には、必ず前もって健康保険組合にその内容を連絡します。
5. 治癒または症状固定（後遺症認定）した場合は、速やかに健康保険組合にその内容を連絡します。

※この用紙のコピーを念のため保管し、上記の誓約を守ります。

コニカミノルタ健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

届出者（被保険者）

保険証記号・番号 _____

〒
住所 _____

氏名 _____

⑩

被害者（事故当事者）

住所 _____

氏名 _____

⑩

(注) 未成年者（15歳未満）等の場合には被保険者が代筆・捺印して下さい。

【注記】

健康保険法

(大正十一年四月二十二日法律第七十号)

最終改正：平成二五年五月三十一日法律第二六号

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11H0070.html>

(損害賠償請求権)

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

記入例

念書 兼 同意書 (第三者行為)

事故発生年月日	平成・令和	31年	4月	27日
事故発生場所	東京都八王子市〇〇〇町 4949			
加害者氏名	第三者 三郎			
被害者氏名	健保 花子	被保険者との続柄	長女	

事故相手

上記の事故により被った傷病について、健康保険による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を、健康保険法第 57 条の規定によって、健康保険組合が給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領すること
また、その受領に際し「診療報酬明細書」(調剤報酬明細書等を含む)の写しを求償先へ提出することに、異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて、次の事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者側と示談を行なう場合は、必ず前もってコニカミノルタ健康保険組合にその内容を連絡します。
2. 加害者に白紙委任状を渡しません。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領月日、内容、金額(評価額)を漏れなく、かつ遅滞なく、健康保険組合に届け出ます。
4. 自動車損害賠償責任保険に被害者請求をする場合には、必ず前もって健康保険組合にその内容を連絡します。
5. 治癒または症状固定(後遺症認定)した場合は、速やかに健康保険組合にその内容を連絡します。

※この用紙のコピーを念のため保管し、上記の誓約を守ります。

*「自署」願います。

* 記入者自身の印鑑にて、捺印して下さい。

殿

令和 元 年 5 月 1 日

届出者(被保険者)

保険証記号・番号 133-〇〇〇〇〇

〒 192-0032

住所

東京都八王子市〇〇〇町 1-2-3

氏名

健保 太郎

健保 印

被害者(事故当事者)

住所 東京都八王子市〇〇〇町 1-2-3

氏名

健保 花子

健保 印

(注) 未成年者(15歳未満)等の場合には被保険者が代筆・捺印して下さい。

【注記】

健康保険法

(大正十一年四月二十二日法律第七十号)

最終改正：平成二五年五月三十一日法律第二六号

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11H0070.html>

(損害賠償請求権)

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。